

固定資産税・都市計画税（家屋）の課税誤りについて

1 概要

本市では、家屋における固定資産税・都市計画税は、建築物の用途及び構造ごとに分けて評価し、評価額を算出して課税していますが、このたび、A区において、大規模な家屋に対して、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）と鉄骨造（S造）との複合構造建築物（※1）にもかかわらず、鉄骨鉄筋コンクリート造の経年減点補正率（※2）を建築物全体に適用して評価したことで、複数の納税者様に対して過大に課税していることが判明しました。

※1 複合構造建築物…一棟の建築物で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のように複数の構造により建築されている建物

※2 経年減点補正率…家屋の耐用年数に応じて定められた経過年数による減価率

2 経過

平成 28 年 10 月 納税者 X 様から、所有する家屋の評価額の見直しについて、A区に申し入れがありました。

平成 29 年 6 月 隣接する家屋も含めて、所有者から建築図面や見積書を借用して検証を行いました。
～10 月

平成 29 年 10 月 検証の結果、家屋の評価の一部に誤りが判明し、A区が当該納税者様に謝罪
～11 月 と状況の説明をしました。

※平成 29 年 12 月以降、具体的な還付の時期や方法等について、当該納税者様と調整をしています。

3 還付及び補填予定額

還付及び補填予定総額 約 8 億 8 千万円

（税額相当分 約 7 億 1 千万円、加算金相当分 約 1 億 7 千万円）

地方税法に基づき 5 年分（平成 25 年度から平成 29 年度）の税額を修正し、すでに納付済みの税額については加算金を加え還付します。さらに、平成 24 年度以前の課税分（平成 18 年度から平成 24 年度）については「横浜市固定資産税過誤納金補填金支払要綱」に基づき補填金を支払います。（下表参照）

なお、平成 17 年度以前の過大課税分については、課税台帳の保存年限が経過している等、税額を正確に確認できないことから補填金を支払うことができません。

【内訳】

	税額相当分	加算金相当分	合計
地方税法に基づく還付	3 億円	1 千万円	3 億 1 千万円
補 填 金	4 億 1 千万円	1 億 6 千万円	5 億 7 千万円

4 原因

家屋の評価は、国が定めた「固定資産評価基準」及びこの基準をもとに本市で定めた「横浜市固定資産評価事務取扱要領」に基づいて行っていますが、本件家屋を評価した当時には、大規模な非木造家屋の評価についての研修等が現行に比べて十分でなかったことが原因と考えられます。

5 再発防止策

現在、各区税務課では、新たに課税する家屋の評価計算については、ダブルチェックを実施していますが、評価誤りが発生しないよう、今後、さらに徹底を図ります。

また、財政局固定資産税課では、各区税務課職員を対象とした初任者研修や非木造家屋研修など業務研修を実施するなどして、家屋評価実務の能力向上に努めているほか、今年度から「大規模家屋評価担当」を同課に新設し、評価計算が難しい大規模な事業用家屋については各区で評価するのではなく、専任のスタッフで評価する体制としましたが、引き続き、評価誤りの防止に向けた取組の充実に努めていきます。

お問合せ先		
財政局固定資産税課長	吉富 浩政	Tel 045-671-2190